

(仮称) 北九州市しあわせ長寿プラン

～幸福長寿モデル都市を目指して～

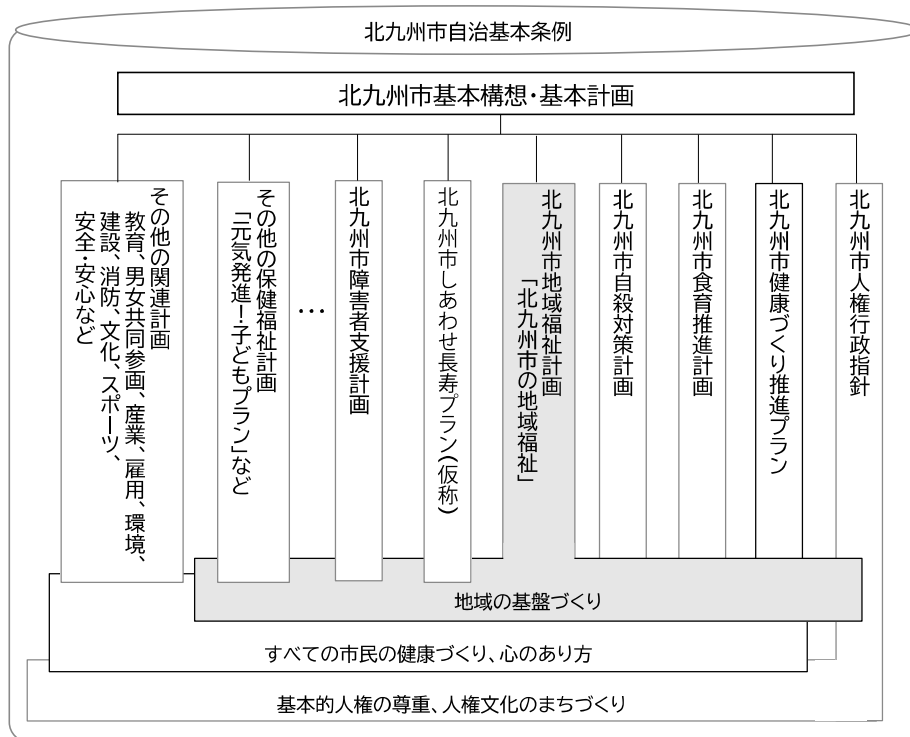
【素案】

概要版

1 計画の位置づけ

本計画は、保健・医療・福祉などの高齢者施策を総合的に推進する計画で、以下の内容を包含しています。

- 老人福祉計画 老人福祉法に規定
- 介護保険事業計画(第9期)
介護保険法に規定(介護保険の各サービスの見込量や確保のための方策等を定める)
- 北九州市認知症施策推進計画(通称:北九州市オレンジプラン)
厚生労働省策定の「認知症施策推進総合戦略」及び「認知症施策推進大綱」に沿って策定
〔※「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」(令和5年6月公布、令和6年1月1日施行予定)に規定〕
- 北九州市成年後見制度利用促進計画
成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定



※「新たなビジョン(北九州市基本構想・基本計画)」の分野別計画として策定

※「北九州市の地域福祉(地域福祉計画)」を基盤として策定

2 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間

3 計画名称

本計画期間中に、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年を迎えます。また、「団塊ジュニア」と呼ばれる世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向けての課題を見据えて、今後の方策を定める必要があります。

そのような中、政令指定都市の中で最も高齢化が進行している本市において、100歳以上を迎える方が年々増加し、令和5（2023）年9月末に800名を超えるなど、人生100年時代が訪れようとしています。

本計画では、長寿を恩恵として幸福を感じるために必要な目標として、「健康で長生き」「人とのつながり」「自らの意思で決める」の3つを定めました。

この3つを目標に、本計画の目指す将来像「ビジョン」（5 ページ）である幸福な長寿社会の実現を目指して、計画の名称を『（仮称）北九州市しあわせ長寿プラン～幸福長寿モデル都市を目指して～』とします。

高齢者をはじめ、より多くの市民や事業者等の方々がともに、この名称を通じて本計画に親しみを持ち、目指す将来像や目標を共有して主体的に取り組む実践をいただくことにより、効果的な施策の推進を目指します。

4 計画の推進体制・評価

- 本計画の推進にあたっては、地域社会を構成する市民、保健・医療・福祉・介護関係者、企業・NPO、行政それぞれが役割を適切に果たしていくことが求められます。
- また、地域包括ケアシステム※1 の視点も踏まえ、毎年度、各取組みの活動内容・実績について、評価を行うとともに、取組効果の継続的な分析を行い、持続可能な事業のあり方として費用対効果を勘案し、改善と見直しを進めます。

※1：「地域包括ケアシステム」とは

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される仕組みで、北九州市では本システムの構築に取り組んできました。生産年齢人口の減少等による様々な社会資源の制約が厳しくなっている中、これまで構築してきた本システムの深化・推進が求められています。

5 北九州市の高齢者を取り巻く状況

さらなる高齢化と生産年齢人口の減少

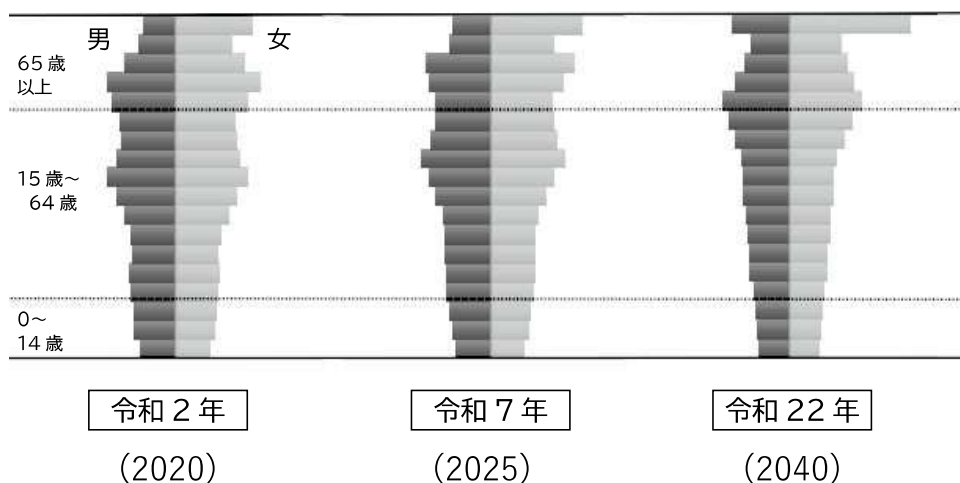
北九州市の高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口割合)は、高い水準で推移し、65歳以上の高齢者に占める75歳以上高齢者の割合は、令和2(2020)年国勢調査では52.6%と5割を超え、85歳以上は令和22(2040)年まで増加が見込まれます。一方、年少人口(0~14歳)や生産年齢人口(15~64歳)は今後も減少を続けると推計されています。

【北九州市の人口及び高齢化率の推移】

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
総人口	939,029	909,840	807,022
0~14歳	109,590	105,911	88,585
15~64歳	503,800	505,394	422,797
65~74歳	135,650	118,322	120,924
75歳以上	150,527	180,213	174,716
75~84歳	99,504	119,342	90,850
85歳以上	51,023	60,871	83,866
65歳以上 (65歳以上に占める 75歳以上の割合)	286,177 (52.6%)	298,535 (60.4%)	295,640 (59.1%)
高齢化率	31.8%	32.8%	36.6%

【出所】令和2(2020)年は国勢調査(総務省)、
令和7(2025)年以降は日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)
(国立社会保障・人口問題研究所)

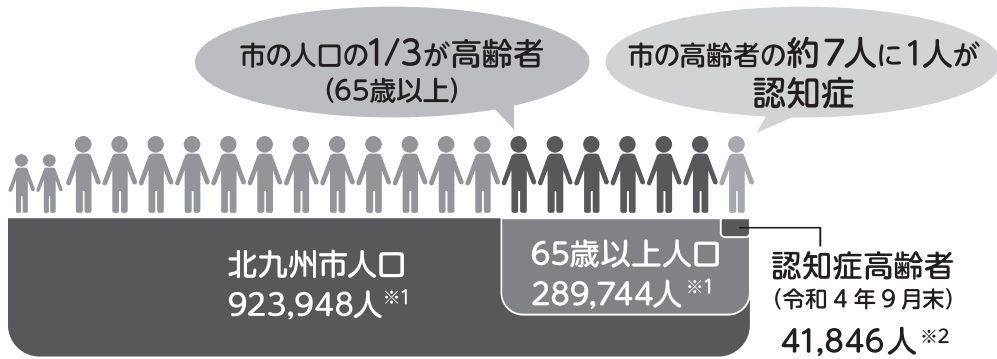
北九州市



【出所】令和2(2020)年は国勢調査(総務省)、
令和7(2025)年以降は日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)
(国立社会保障・人口問題研究所)

認知症高齢者数

北九州市の要支援要介護認定者における認知症Ⅱ以上の人を見ると、65歳以上の高齢者に占める認知症高齢者数は約4万2千人と推計されており、これは高齢者の7人に1人の割合で認知症の症状が見られることになります。



※1 住民基本台帳 令和5年3月31日

※2 認知症高齢者：要介護認定において、認知症自立度Ⅱ以上と判定された人（65歳以上）

【出所】北九州市

社会保障費の状況

北九州市の令和2(2020)年度の国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の被保険者1人当たりの医療費は全国平均を上回っています。

また、介護保険料は、介護保険制度が開始された平成12(2000)年度から増加し続けています。

【1人当たりの年齢調整後医療費(令和2(2020)年度)】

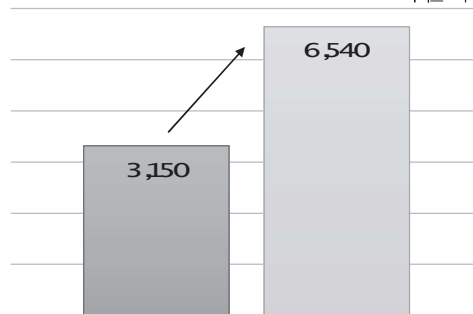
単位：千円

	国民健康保険	後期高齢者医療
北九州市	約399	約1,115
全国平均	約364	約901

【出所】医療費の地域差分析(厚生労働省)

【北九州市 第1号被保険者の介護保険料(月額)】

単位：円



■ 第1期(平成12～平成14年度) ■ 第8期(令和3～令和5年度)

【出所】北九州市

6 計画のビジョン（本市の目指す将来像）と目標

ビジョン

高齢者が健康で生涯現役を目指し、
自分らしく安心して、
人生100年時代を幸福に暮らすことができるまち

本市には、29万人を超える高齢者が暮らしており、およそ4人に3人は、健康面において日常生活に影響がなく、積極的に多様な活動をされています。

これらの方々ができるだけ長く、支える側として生涯現役を続けていくための支援を進める一方、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分の望むケアや暮らす場所について、不安なく、自ら決定できる仕組みづくりが求められています。

高齢化率が政令市で最も高い本市において、今後、75歳以上の後期高齢者がさらに増加し、また全国的にも生産年齢人口の減少が見込まれるなか、北九州市に暮らしているからこそ感じる事ができる、幸福長寿モデル都市としてのまちの実現を目指します。

※ 本計画において生涯現役は、就労の継続や体力的な面のみならず、人との関わりや余暇・趣味、社会参加・貢献、生涯学習等に意欲を持ち続けるほか、自身の状態に応じて、前向きに自己選択・自己決定する暮らし方と位置づけます。

【最終目標】

健康づくりや人と地域のつながり等により、高齢者が自分らしく、いきいきと活動できる状態が、主観的幸福感につながるため、上記のビジョンの進捗状況を確認する指標として「幸福感の高い高齢者の割合」を重視していきます。

幸福感の高い高齢者の割合 令和8年度目標 55%

※参考:令和4(2022)年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者)」 52.9%(8点以上の割合(10点満点))

3つの 目標

1 目指そう 活力ある100年 健康長寿	<ul style="list-style-type: none">◆ 人や社会とつながり続け、役割をもって活躍できる機会の創出◆ 生涯を通じた健康づくり・介護予防
2 人情息づく 支えあいのまち 地域共生社会	<ul style="list-style-type: none">◆ 人のつながりが幸せや安心を生む 支えあいの地域づくり◆ 認知症にやさしいまちづくり (北九州市認知症施策推進計画(北九州市オレンジプラン))◆ 尊厳のある自分らしい暮らしを守る権利擁護の推進 (北九州市成年後見制度利用促進計画)◆ 介護者(ケアラー)のサポート
3 選べる自由が 感じられる 多彩なケア 安全・安心・自己決定	<ul style="list-style-type: none">◆ 不安を安心へ◆ 介護サービス等の提供体制の充実及び介護保険制度の安定した運営◆ 安全・安心に暮らし続けられる環境づくり

7 施策の柱と主な取組み

目標
1

目指そう 活力ある100年～健康長寿～

人生100年時代を迎えようとする中、高齢者が長寿を恩恵として幸福感を実感できるよう、人と地域とつながりながら社会参加を続けるとともに、健康づくり・介護予防など、活力ある100年を目指して、健康長寿のまちづくりに取り組みます。

◆ 人や社会とつながり続け、役割をもって活躍できる機会の創出

【主な取組み】

- 年長者研修大学校や生涯現役夢追塾などにおける地域人材育成のあり方の見直し
- 市民センターや生涯学習センター等における多様な活動・生涯学習の推進
- 北九州市高年齢者就業支援センターを拠点とした就業支援
(就業相談・カウンセリング、求人情報の提供、セミナー開催 / シニア・ハローワーク戸畑、はつ・らつ・コミュニティ北九州、北九州市シルバー人材センター等関係機関の一体的実施)
- ボランティア活動の促進
(社会福祉ボランティア大学校等における人材育成、ボランティア・市民活動センター等における活動促進の連携強化、道路・河川・公園など環境美化ボランティアの活動支援)

◆ 生涯を通じた健康づくり・介護予防

【主な取組み】

- 健康づくりや介護予防に関する知識等の普及啓発（講演会や講座等の実施）
- 通いの場における健康づくりの強化
(専門職による健康教育・保健指導や地域での取組みの支援)
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
(国民健康保険と後期高齢者医療を接続させた効果的な保健指導や介護予防事業の実施)
- 生活習慣病予防等の取組みの推進（健診受診者への専門職のアウトリーチ支援）
- フレイル対策の強化
(運動機能や口腔機能の向上、低栄養改善、社会参加の取組推進)
- 歯科口腔保健の推進（歯科疾患の予防・重症化予防、口腔機能の維持・向上）
- 健康づくり推進員・食生活改善推進員・介護予防普及員など健康づくり・介護予防活動を担う人材の育成や活動の支援
- 介護予防・自立支援のための総合プログラムの実施

人情息づく支えあいのまち ～地域共生社会～

自治会やまちづくり協議会、社会福祉協議会など、北九州市の歴史ある人のつながりの資源に加え、新たなコミュニティづくりの支援を進め、人と人との顔のつながりが日々の幸せや安心を生む「人情息づく支えあいのまち」を目指します。

◆ 人のつながりが幸せや安心を生む 支えあいの地域づくり

【主な取組み】

- 民生委員、福祉協力員等による見守り活動の充実
- いのちをつなぐネットワーク事業による地域全体で「見つける」「つなげる」「見守る」取組みの推進
- 多様な主体による社会のつながりづくりや居場所づくりの支援
- ICT を活用した地域の見守り力強化
- 重層的支援体制整備事業の実施

◆ 認知症にやさしいまちづくり（北九州市認知症施策推進計画（北九州市オレンジプラン））

【主な取組み】

- 認知症サポーター養成講座の充実
- 認知症にやさしいデザインの普及
- ものわすれ外来の設置
- 本人交流会・ピアサポート活動支援

◆ 尊厳のある自分らしい暮らしを守る権利擁護の推進（北九州市成年後見制度利用促進計画）

【主な取組み】

- 中核機関「北九州市成年後見支援センター」による制度の利用促進・広報・相談対応
- 権利擁護・市民後見センター「らいと」の運営
- 地域連携ネットワーク構築と支援強化
- 虐待防止に向けた多職種連携強化、対応職員の質の向上（研修強化）

◆ 介護者（ケアラー）のサポート

【主な取組み】

- 必要な支援やサービスにつなげる相談体制の強化・充実
- 介護の理解を深める講座の開催
- 専門職による介護教室や男性向け介護講座の開催
- 事業者に対する仕事と介護の両立への理解の促進

選べる自由が感じられる多彩なケア ～安全・安心・自己決定～

介護が必要な状態になっても、高齢者本人の意思が尊重され、状態に応じた必要な生活支援、介護サービスなどの活用により、人生の最終段階まで住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、自身で選べる多彩なケアを提供し、安全・安心・自己決定できるまちづくりに取り組みます。

◆ 不安を安心へ

【主な取組み】

- 地域包括支援センターにおける相談体制の充実
- 地域ケア会議の開催
- 在宅医療（緩和ケア・看取り含む）の普及・促進、ACP（人生会議）の推進
- 地域リハビリテーション協力機関の充実
- 終活支援及び仕組みづくりの検討

◆ 介護サービス等の提供体制の充実及び介護保険制度の安定した運営

【主な取組み】

- 将来を見据えた介護サービス基盤の整備
- 介護施設等への円滑な入所促進
- 介護人材が長く安心して働ける環境づくり
（若手介護職員の離職防止研修、外国人の介護人材向け研修など）
- 先進的介護「北九州モデル」の推進
- 在宅生活支援サービスの推進（おむつ給付・訪問給食等）

◆ 安全・安心に暮らし続けられる環境づくり

【主な取組み】

- 住宅セーフティーネット機能の充実
- 民間による高齢者向け住宅の供給促進
- 円滑に入居・住み替えができる情報提供や支援の充実
- おでかけ交通の運行
- NPO・ボランティア・地域主体の生活支援や社会参加、健康づくりの推進
- 高齢者の交通安全・防犯・消費者被害防止対策・防火安全対策の推進

第9期（令和6～8年度）介護保険事業計画の概要

1 第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の見込み

本市の65歳以上の第1号被保険者は、令和3(2021)年度にピークの約29万2千人を迎え、その後は減少しており、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。しかしながら、75歳以上の「後期高齢者」については、引き続き増加していきます。

(単位：人/月)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号被保険者数	291,740	290,546	290,116	289,475	288,062	286,480
65歳～74歳	139,343	133,730	127,805	121,126	115,891	111,523
75歳～84歳	99,255	102,125	106,700	112,347	114,920	115,352
85歳以上	53,142	54,691	55,611	56,002	57,251	59,605

※ 令和3、4年度は実績値（9月時点）、令和5年度以降は推計値

2 要介護認定者及びサービス利用者の見込み

後期高齢者の増加等に伴い、要介護(要支援)認定者も引き続き増加していくことが予想され、令和8(2026)年度には6万9千人を超える見込みです。

(単位：人/月)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定者数	66,116	66,449	67,363	68,411	69,092	69,834

※ 令和3、4年度は実績値（3月時点）、令和5年度以降は推計値。第2号被保険者は除

介護保険のサービス利用者は、要介護認定者の増加等により、今後も増加を続け、令和8(2026)年度には約5万1千人になる見込みです。

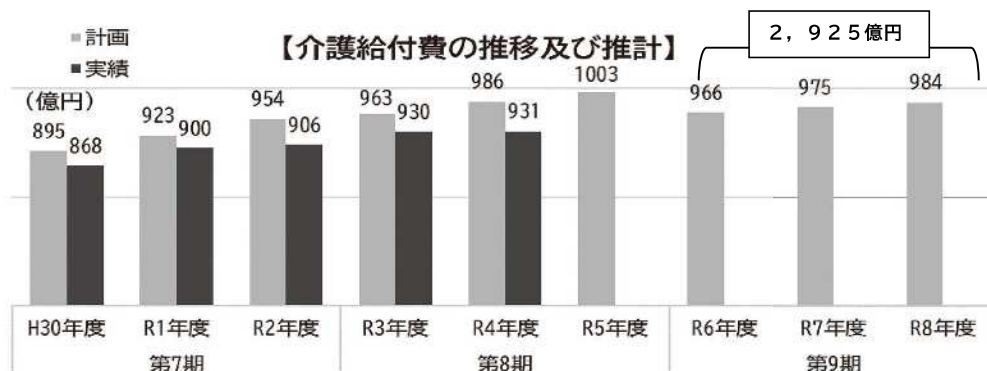
(単位：人/月)

利用者(実人数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス利用者	48,197	48,601	48,885	49,654	50,095	50,663

※ 令和3、4年度は実績値（平均値）、令和5年度は4～8月の平均値。令和5年度以降は推計値。
いずれも市独自推計による。

3 介護給付費の状況及び推計

介護サービスの利用見込み等を基に、令和6(2024)～8(2026)年度(第9期)の3年間における介護給付費を約2,925億円と見込んでいます。(地域支援事業は含まない)



4 高齢者福祉施設等の整備

【第9期施設整備にあたっての基本的な考え方】

- (1) 国の「第9期介護保険事業計画の基本指針」を踏まえながら、中長期的な視点をもって、本市の実情に応じた介護サービス基盤の整備に努めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。
- (2) 介護サービス基盤の整備においては、人口構造の変化や技術進歩等に対応した質の高いサービスを提供できるよう、人材確保・人材育成の充実や、介護ロボット・ICT等を活用した介護現場の働き方改革などの取組みを支援し、持続可能なサービス提供体制の確保に努めます。
- (3) 施設整備にあたっては、地域の介護等の拠点施設として、地域交流スペース等を活用した地域との連携に取り組む地域に開かれた施設づくりを推進します。
- (4) 高齢者が介護や医療が必要となっても、自らの意志で自分らしく、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービスの整備を推進します。
- (5) 整備量については、今後の高齢化の推移、待機者の状況、市民ニーズ、既存施設の整備状況、医療計画との整合性等を踏まえながら、給付と負担のバランスにも留意し、様々な状況の変化に対応できる介護サービスの提供体制の確保に努めるとともに、在宅サービス等も含めた広い視点で必要なサービスの検討を行い設定します。

【主な施設・居住系サービスの整備目標】

(単位：人／月)

	第9期整備計画数	令和8年度末見込み
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	45	2,406
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	128	3,204

※特定施設入居者生活介護は地域密着型を含む。

5 地域支援事業の実施

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、又はその軽減や悪化の防止を図り、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるよう支援するものであり、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」により実施します。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が地域においてその能力を最大限活かしつつ、自立した日常生活を送ることができるよう、様々な生活支援のニーズに対し、従前相当の専門的なサービスに加えて、多様な主体が参画するサービスを充実させることにより、一人ひとりの状態に応じた効果的な支援に取り組みます。

また、生涯を通じた自主的な介護予防を推進するため、各種教室やイベント等を通じた正しい知識の普及啓発や、地域でのけん引役となる人材の育成に取り組みます。さらに、市民がより身近な地域で、リハビリテーションに関する相談や支援が受けられる体制の充実を図ります。

(2) 包括的支援事業

高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」を中心として、介護予防や総合相談機能の強化、虐待防止や権利擁護に関する取組、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。

また、今後も75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれることを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築のための取組みを一層促進するため、下記の事業について、引き続き重点的に実施していきます。

- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・生活支援体制の整備

(3) 任意事業

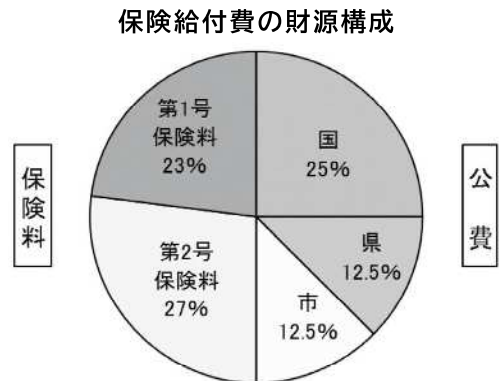
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、在宅介護等の継続に欠かせない家族介護者への支援や訪問給食サービス等の在宅福祉サービスの提供、及び成年後見制度の利用促進等を実施します。また、介護保険制度の適正な運営に資するため、要介護認定の適正化等に取り組みます。なお、任意事業から外れる予定のおむつ給付は保健福祉事業へ移行し、全額保険料財源で継続します。

介護保険サービスにかかる費用のしくみ

6 介護保険サービスにかかる費用のしくみ

介護保険のサービスにかかる費用は、利用者が1割（一定以上の所得がある人は2割又は3割）を負担し、残りは介護保険から給付され、その財源を保険料と公費（税金）で賄っています。

公費は国、県、市で負担し、保険料は第1号被保険者（65歳以上の方）及び第2号被保険者（40～64歳の方）で負担します。このうち、第1号被保険者の保険料で負担する割合は、第2号被保険者との全国の人口比により、第8期に引き続き23%となります。



※ 財源構成は居宅給付費の場合

7 第9期介護保険事業計画における事業費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護給付費	966億円	975億円	984億円	2,925億円
地域支援事業費	48億円	51億円	51億円	150億円
計	1,014億円	1,026億円	1,035億円	3,075億円

8 第1号被保険者の介護保険料（令和6～8年度）

上記の見込みに基づき、第9期(令和6～8年度)の本市の介護保険料(案)を算定します。

【第9期介護保険料の考え方】

(1) 介護保険料基準額の見込みと、段階・乗率設定

第1号被保険者数等の見込みに基づく介護給付費の見込みから、北九州市の第9期における介護保険料の基準額（乗率1.0の額）を、年額80,000円から年額82,000円と見込んでいます。（介護報酬改定は未反映）

国においては、介護保険制度の持続可能性確保の観点から、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ、低所得者に対する公費軽減の役割等について検討を行っており、令和5年末を目途に結論を得るとしてあります。

北九州市でも、国の検討結果を踏まえ、以下を念頭に置いて保険料段階及び乗率を設定します。

- ① 保険料段階は15段階を念頭に検討する
- ② 低所得者（第1段階～第3段階）の保険料上昇抑制について、公費軽減前の保険料額で比較したとき、第8期と同水準になるよう留意する（公費軽減の見直しが、現時点で未定であるため）
- ③ 最高乗率は2.4程度を目安とし、高所得者の負担感に配慮する

【検討イメージ】

北九州市 【第8期】	世帯全員が市民税非課税				本人のみ市民税非課税		本人が市民税課税							
	収入 生保受給者等	80万円以下	120万円以下		80万円以下	80万円超	所得 80万円未満	120万円未満	160万円未満	210万円未満	320万円未満	400万円未満	600万円未満	
段階	第1段階		第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
乗率	0.5(0.3)		0.7(0.45)	0.75(0.7)	0.9	1.0	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.8	2.05	2.15
年額	39,240 (23,540)		54,930 (35,310)	58,860 (54,930)	70,630	78,480	86,320	90,250	94,170	98,100	117,720	141,260	160,880	168,730

※カッコ内は公費軽減後の乗率

北九州市 【第9期】	世帯全員が市民税非課税				本人のみ市民税非課税		本人が市民税課税									
	収入 生保受給者等	80万円以下	120万円以下		80万円以下	80万円超	所得 80万円未満	120万円未満	160万円未満	210万円未満	320万円未満	検討中				
段階	第1段階		第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階
乗率	0.46 ~0.49		0.67 ~0.685	0.73 ~0.74	0.9	1.0	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.8	検討中			

乗率は公費軽減と合わせて検討

(2) 介護給付準備基金（保険料剰余分）の活用

国が示す考え方に基づき、北九州市でも第8期における保険料剰余分を介護給付準備基金に積み立てており、第9期においても介護保険財政の運営上必要な金額を勘案しながら、介護保険料の上昇抑制に資するよう充当します。

(3) 公費による低所得者の保険料軽減

介護保険制度の持続可能性を高める観点から導入された、公費投入による低所得者の保険料負担軽減の仕組みを引き続き活用し、第1～3段階の保険料率の引下げを行います。

【第1号被保険者の第9期介護保険料（基準額）の算定】

≪ 第1号被保険者保険料（基準額：月額）の算定方法（概算） ≫

$$\frac{\text{3年間の介護給付費・地域支援事業費} \times \text{第1号被保険者の負担割合(23\%)} - \text{介護給付準備基金(※)}}{\text{3年間の第1号被保険者数}} \div \text{12月} = \text{基準月額 約6,660円} \sim \text{6,830円(見込み)}$$

※ 第9期介護保険料の設定にあたり、介護保険料の剰余分である「介護給付準備基金」を活用し、保険料の上昇を抑制します。（上記基準月額（見込み）は活用後額）
 ※ 上記基準月額（見込み）に、介護報酬改定は未反映です。

【第9期介護保険料の設定イメージ】

◆第8期の介護保険料段階

◆第8期の介護保険料段階														
	▲0.2	▲0.25	▲0.05		基準額									
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
保険料率 ※()は 公費軽減後	0.5 (0.3)	0.7 (0.45)	0.75 (0.7)	0.9	1.0	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.8	2.05	2.15	
対象 範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税								
	生活保護受給者等			世帯全員が市民税非課税		世帯の中に市民税課税者がいる								
	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円 以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得 金額 80万円未 満	合計所得 金額 80万円 以上 120万円 未 満	合計所得 金額 120万円 以上 160万円 未 満	合計所得 金額 160万円 以上 210万円 未 満	合計所得 金額 210万円 以上 320万円 未 満	合計所得 金額 320万円 以上 400万円 未 満	合計所得 金額 400万円 以上 600万円 未 満	合計所得金額 600万円以上	
保険料 (月額:円) 〔 〕は 軽減後保険料	3,270 【約1,970】	約4,580 【約2,950】	約4,910 【約4,580】	約5,890	6,540	約7,200	約7,530	約7,850	約8,180	9,810	約11,780	約13,410	約14,070	

◆第9期の保険料段階(案)

◆第9期の保険料段階(案)																
	▲未定	▲未定	▲未定		基準額											
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階		
保険料率 ※()は 公費軽減後	検討中 (未定)	検討中 (未定)	検討中 (未定)	0.9	1.0	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.8	検討中	検討中	検討中		
対象 範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税										
	生活保護受給者等			世帯全員が市民税非課税		世帯の中に市民税課税者がいる										検討中
	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円 以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得 金額 80万円未 満	合計所得 金額 80万円 以上 120万円 未 満	合計所得 金額 120万円 以上 160万円 未 満	合計所得 金額 160万円 以上 210万円 未 満	合計所得 金額 210万円 以上 320万円 未 満	合計所得 金額 320万円 以上					
保険料 (月額:円)	検討中															

※ この試算は、現時点での要介護認定者数やサービスの利用者数などの将来推計を基に、介護報酬や介護保険制度の仕組みが現状のままであるという仮定のもとで試算したものです。

9 本市独自の保険料の負担軽減制度

本市では、市独自の低所得者対策として、市民税世帯非課税の人のうち、生活困窮により介護保険料の支払いが難しく、一定の要件に該当する場合、申請により保険料を減額する制度を実施しており、第9期においても、引き続き実施します。

10 介護人材の確保

(1) 現状と課題

本市の生産年齢人口は一貫して減少する見込みで、介護関係のみならず全産業で人材確保が厳しい状況になることが予想されています。また、北九州地区における令和5(2023)年4月の介護関係の有効求人倍率は3.14倍で、全産業の1.4倍に比べて高水準で推移していることや、本市が令和5(2023)年6月に実施した介護保険サービス意向調査では、介護保険サービス事業者の約6割が介護職員の不足を感じており、介護現場における人材不足感が高い傾向にあります。

(2) 介護人材の確保（介護現場への参入促進）

本市では、必要な介護サービスを提供するための介護人材を、安定的に確保するため、多様な人材の参入促進、介護の仕事の魅力発信などに取り組み、介護事業者を支援します。

(3) 介護人材の定着（介護職員の資質の向上、働きやすい職場づくり支援）

介護現場で働く人たちの離職を防止し定着させることは、人材確保と同様に極めて重要です。本市では介護人材の定着にあたり、介護職員の処遇改善加算の取得促進や、働きやすい介護職場の実現に向けた取組みを推進します。